

名古屋市商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 基本的施策（第7条・第8条）
- 第3章 大規模小売店舗を設置する者による手続等（第9条—第16条）
- 第4章 雑則（第17条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、商業者等による地域貢献活動の推進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに商業者等及び市民の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定め、併せて大規模小売店舗を設置する者による地域貢献活動を推進するための措置を講ずることにより、地域商業の活性化を図り、及び安心、安全で快適なまちづくりを推進し、もって市民生活の向上及び地域社会の持続可能な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 商業者等 商業者（小売業又はサービス業に属する事業を営む者及び当該事業の用に供する施設を設置する者をいう。以下同じ。）及び地域商業関係団体等（商店街振興組合、商工会、商工会議所その他商業者が組織する公共的な団体又はその連合体をいう。以下同じ。）をいう。
- (2) 公共的団体 学区連絡協議会その他地域の住民により組織された団体（小学校の通学区域以上を単位とするものに限る。）及び地域商業関係団体等をいう。
- (3) 大規模小売店舗 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する大規模小売店舗をいう。
- (4) 地域貢献活動 まちづくりの推進その他良好な地域社会の維持及び形成

に資する自主的な活動をいう。

(基本理念)

第3条 商業者等による地域貢献活動の推進は、市、商業者等及び地域の多様な主体の連携並びに商業者等の相互の連携を図りながら、これらの者が共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 商業者等による地域貢献活動の推進は、市民の理解と協力の下に、地域の特性に応じて継続的に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、商業者等による地域貢献活動の推進に関する施策を総合的に実施しなければならない。

2 市は、商業者等に対して地域貢献活動を推進するために必要な助言及び情報の提供を行うとともに、商業者等による地域貢献活動に関する市民の理解を深めるよう努めなければならない。

(商業者等の役割)

第5条 商業者等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、その事業活動を通じて、活気と魅力のある商業地の形成に資するよう努めるとともに、創意工夫を生かして、地域貢献活動を行うよう努めなければならない。

2 商業者等のうち大規模小売店舗を設置する者は、大規模小売店舗がその周辺の地域の生活環境に及ぼす影響が大きいことに鑑み、当該地域の多様な主体と相互に連携し、積極的に地域貢献活動を行うよう努めなければならない。

(市民の役割)

第6条 市民は、商業者等による地域貢献活動について理解を深めるとともに、商業者等による地域貢献活動に協力するよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(情報の収集及び提供)

第7条 市は、商業者等による地域貢献活動の推進に関する取組に資するよう、当該取組に関する情報の収集及び提供を行うものとする。

(広報及び啓発)

第8条 市は、商業者等及び市民が商業者等による地域貢献活動の重要性について理解を深めるとともに、商業者等による地域貢献活動の推進に資するよう、広報及び啓発を行うものとする。

第3章 大規模小売店舗を設置する者による手続等

(新設等の届出等)

第9条 大規模小売店舗の新設（法第5条第1項に規定する大規模小売店舗の新設をいう。）又は大規模小売店舗内の店舗面積（法第2条第1項に規定する店舗面積をいう。以下同じ。）の増加（増加する店舗面積の合計が規則で定める面積を超えるものに限る。）（以下「大規模小売店舗の新設等」という。）をしようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (3) 大規模小売店舗の新設等をしようとする日
- (4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計（大規模小売店舗内の店舗面積の増加をしようとする場合にあっては、増加後の店舗面積の合計）
- (5) 地域貢献活動の実施に関する基本的な方針
- (6) その他規則で定める事項

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その内容を公表するものとする。

3 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る大規模小売店舗の新設等を取り止めたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(説明会の開催)

第10条 前条第1項の規定による届出をした者は、当該届出をした日の翌日から起算して1月以内に、大規模小売店舗の新設等の予定地又はその周辺の地域内において、規則で定めるところにより、当該届出の内容を周知させるための説明会を開催しなければならない。

2 前項の規定により説明会を開催した者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に報告しなければならない。

(地域貢献計画の作成等)

第11条 第9条第1項の規定による届出をした者は、大規模小売店舗の新設等をしようとする日の6月前までに、規則で定めるところにより、地域貢献活動の実施に関する計画（以下「地域貢献計画」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

2 前項の地域貢献計画の作成に当たっては、公共的団体と協議するとともに、規則で定めるところにより、その協議の状況を市長に報告しなければならない。

3 第1項の規定により地域貢献計画を提出した者は、当該地域貢献計画の内容を変更したときは、遅滞なく、変更後の地域貢献計画を市長に提出しなければならない。

4 第9条第2項の規定は、第1項及び前項の規定による提出について準用する。

(懇談会の開催)

第12条 前条第1項の規定により地域貢献計画を提出した者は、当該地域貢献計画を提出した日の翌日から起算して2月以内に、大規模小売店舗の新設等の予定地又はその周辺の地域内において、規則で定めるところにより、当該地域貢献計画の内容を周知させ、及びこれについて意見の交換をするための懇談会を開催しなければならない。

2 前項の規定により懇談会を開催した者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に報告しなければならない。

(地域貢献活動の実施状況の報告)

第13条 第11条第1項若しくは第3項（第15条第3項において準用する場合を含む。）又は第15条第1項の規定により地域貢献計画を提出した者は、規則で定めるところにより、毎年度、当該地域貢献計画に基づいて行った地域貢献活動の実施の状況を市長に報告しなければならない。ただし、第16条第1項の規定による届出をした者については、この限りでない。

2 第9条第2項の規定は、前項の規定による報告について準用する。

(地域貢献活動の実施状況の報告に係る意見の聴取等)

第14条 市長は、規則で定めるところにより、前条第1項の規定による報告の内容について公共的団体の意見を聴くとともに、これを当該報告をした者に通知するものとする。

(地域貢献計画の見直し)

第15条 第11条第1項又は第3項の規定により地域貢献計画を提出した者は、原則として5年ごとに地域貢献計画の見直しを行うとともに、規則で定めるところにより、新たな地域貢献計画を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、次条第1項の規定による届出をした者については、この限りでない。

2 前項の見直しを行うに当たっては、前条の意見を踏まえて公共的団体と協議を行うよう努めなければならない。

3 第9条第2項及び第11条第3項の規定は、第1項の規定による提出について準用する。

(撤退等の届出等)

第16条 大規模小売店舗を設置している者は、撤退等（当該大規模小売店舗に係る事業を廃止し、若しくは相当の期間休止すること又は法第6条第5項の規定による届出をすることをいう。以下同じ。）を決定したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第9条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

3 第1項の規定による届出をした者は、大規模小売店舗の撤退等がその周辺の地域の生活環境に及ぼす影響が大きいことに鑑み、当該地域の住民に対して早期に必要な情報の提供を行うとともに、当該地域の生活環境の悪化の防止等に十分に配慮するよう努めなければならない。

第4章 雑則

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3章及び次項の規定は、同年7月1日（以下「一部施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 一部施行日前に従前の手続に関する定めによりされた手続その他の行為は、この条例の相当の規定によりされたものとみなす。